

# 宮崎市新型コロナウイルス感染症

# 緊急事業者支援金

令和4年1月～3月の「まん延防止等重点措置」の適用により、飲食店の時間短縮営業又は不要不急の外出や県外との往来自粛の影響で売上高等が減少している中小法人等及び個人事業者の事業継続を支援します。

申請期間

令和4年

4/18(月)

6/17(金)

※消印有効

＜主な要件＞ 要件①と②の両方を満たしていること

要件①	要件②	支給額
対象月と基準月の売上高等が 70%以上減少	基準月の売上高等が 20万円以上	1事業者につき 一律20万円

【対象月】令和4年1月から3月までのいずれかの月

【基準月】平成31年から令和3年までのいずれかの年の同月

## 幅広い業種が対象です

飲食業

宿泊業

小売業

運輸業

建設業

製造業

サービス業

等々…

## 申請の際は以下の点にご注意ください

- 申請に当たっては、事前にチェックシートをご確認のうえ必要書類の提出をお願いします。
- 宮崎県が令和4年1月に要請した飲食店等への時間短縮営業にかかる協力を受給されている方は対象外です。
- 「まん延防止等重点措置」の影響により対象月(令和4年1月から3月までのいずれかの月)の売上高等が、基準月(平成31年から令和3年までのいずれかの月の同月)と比較して70%以上減少し、かつ基準月の売上高等が20万円以上の事業者の方が対象です。
- 全収入のうち、主な収入が事業収入である事業者が対象です。

※その他、裏面ならびに申請要領を市ホームページ等でご確認の上、申請をお願いします。

申請方法

郵送または窓口受付（※窓口は事前予約制です）

郵送先

〒880-8505  
宮崎市橘通西1-1-1  
宮崎市役所 工業政策課  
事業者支援金担当

支援金窓口

(0985) 44-3901

受付時間：9時～17時 ※土・日・祝日を除く

申請書類は、市ホームページでダウンロードしていただくか、市工業政策課や各総合支所、地域センター、地域事務所等でお受け取りください。

## 申請

- ① **申請書類** (詳しくは市ホームページ「申請書類一覧」でご確認ください。)  
申請様式、確定申告書の写し、対象月及び基準月の事業収入が分かるもの 等
- ② **申請期間** 令和4年4月18日(月)～令和4年6月17日(金) ※消印有効
- ③ **申請方法** 郵送または窓口申請(※感染拡大防止の観点から事前予約制となります。)
- ◆郵送先◆ 〒880-8505  
宮崎市橘通西1-1-1 宮崎市役所 工業政策課 事業者支援金担当
- ◆窓口受付◆ 支援金窓口：(0985)44-3901  
受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)  
受付会場：宮崎市橘通西1-1-1 宮崎市役所第2庁舎5F  
事業者支援金受付窓口

## 対象者

- ① **中小法人等** 資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業者、中小企業者、小規模事業者、NPO法人等
- ② **個人事業者** 個人事業者、フリーランス等 (雑所得、給与所得で確定申告しているフリーランスの方等も対象です) ※会社等に雇用されている方(パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む)は対象となりません。

## 要件

### 【売上高等の主な要件】(①と②の両方の要件を満たしていること)

- ①対象月と基準月の事業収入を比較して、70%以上減少していること  
②基準月の事業収入が20万円以上であること

【対象月】令和4年1月から3月までのいずれかの月  
【基準月】平成31年から令和3年までのいずれかの年の同月

※その他、上記の比較が困難な場合(令和3年1月2日以降新規開業者等)は特例措置がありますので詳細は宮崎市ホームページ等をご確認ください。

### 【その他の要件】

- (1) 令和4年1月20日時点で宮崎市内に本社がある中小法人等又は宮崎市内に住所を有する個人事業者であること。  
(2) 宮崎県が令和4年1月に要請した時間短縮営業に協力した飲食店等に対して支給される「宮崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」又は他自治体実施している同趣旨の協力金を受給していない又は今後受給が見込まれない者であること。  
(3) 今後も当該事業を継続する意思があること。  
(4) 全収入のうち、主な収入が事業収入であること。  
(5) 業務委託契約等収入を主たる収入として雑所得又は給与所得で確定申告している個人事業者については、令和3年以前から被雇用者又は被扶養者でないこと。  
(6) 各関係団体が作成した新型コロナウイルス感染症拡大防止業種別ガイドラインや県が作成した新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等を遵守していること。  
(7) 売上高等の減少は令和4年1月21日から3月6日までの「まん延防止等重点措置」の適用の影響によるものであること。  
(8) 次のいずれにも該当しないこと。  
①宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者  
②中小法人等において、その役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち前①に該当する者  
③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項から第10項及び第13項第2号に規定する営業を行う者  
④国又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人  
⑤政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者

## 支給額

### 1事業者につき20万円

法人や個人事業者ごとに申請してください。給付金の交付は1事業者につき1回限りです。

お問い合わせ先

詳しくはホームページをチェック

予約・受付に関すること 支援金窓口 0985-44-3901

制度の内容に関すること 市工業政策課 0985-21-1793

宮崎市 事業者支援金

検索

